○個人情報保護委員会告示第九号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関するガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
1～9　［略］	1～9　［同左］
（別紙）　［略］	（別紙）　［同左］
1・2　［略］	1・2　［同左］
3　認定の基準（法第48条・第49条関係）	3　認定の基準（法第48条・第49条関係）
法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項の認定を受けることができない。 ⑴　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ⑵　第155条第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ⑶　その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ロ　第155条第１項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から２年を経過しない者 法第49条 ［略］	法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項の認定を受けることができない。 ⑴　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ⑵　第155条第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ⑶　その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ロ　第155条第１項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から２年を経過しない者 法第49条 ［同左］
［略］	［同左］
3－1～3－3　［略］	3－1～3－3　［同左］
4・5　［略］	4・5　［同左］
（別記様式第１号）～（別記様式第４号）　［略］	（別記様式第１号）～（別記様式第４号）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。